

奈良県広域水道企業団事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第7号

奈良県広域水道企業団事務決裁規程の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団事務決裁規程（令和6年11月企業管理規程第4号）

の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「規則」を「規程」に改め、同条第9号中「第10号」を「第7号」に改める。

第3条中「事務局長」の次に「、部長、本部課長、本部課長補佐、市町村事務所等の所長及び市町村事務所等の課長」を加え、「次の事項を」を「別表に掲げる事務をそれぞれ」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 別表に定める市町村事務所等の課長の専決事項については、課を置かない市町村事務所にあつては、所長が専決するものとする。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第12条までを2条ずつ繰り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

1 本部								
関係事務	事項	企業長	専決権者				備考	
			事務局長	部長	課長	課長補佐		
1 一般関係 事務	(1)	企業団業務の総合的な企画及び調整並びに運営に関する基本方針の策定及び改廃に関すること。	○					
		計画等のうち重要なものの策定及び改廃に関すること。	○					
		計画等の策定及び改廃に関すること。		○				
		計画等のうち定型的又は軽易なものの策定及び改廃に関すること。			○			
	(2)	重要な事務事業の進行管理に関すること。		○				
(3)	企業団議会の招集、議決、承認又は同意	○						

	を必要とする議案等の提案又は提出に関すること。					
	議会関係事務のうち特に重要なものに関すること。	○				
	議会関係事務のうち重要なものに関すること。		○			
	議会関係事務に関すること。				○	
(4)	条例の制定及び改廃に関すること。	○				
(5)	規則、企業管理規程又は訓令のうち重要なものの制定及び改廃に関すること。	○				
	規則、企業管理規程又は訓令の制定及び改廃に関すること。		○			
(6)	告示、公告又は公表のうち重要なものに関すること。		○			
	告示、公告又は公表に関すること。			○		
	告示、公告又は公表のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○	
(7)	要綱等（要領、要項その他これらに類するものを含む。以下同じ。）のうち重要なものの制定及び改廃に関すること。		○			
	要綱等の制定及び改廃に関すること。			○		
	要綱等のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○	
(8)	企業団が当事者である審査請求その他の不服申立て、訴訟、あっせん、調停又は仲裁のうち重要なものに関すること。	○				
	企業団が当事者であ		○			

	る審査請求その他の不服申立て、訴訟、あつせん、調停又は仲裁に関する事						
(9)	裁決その他行政不服審査のうち重要なものに関する事		○				
	裁決その他行政不服審査に関する事			○			
(10)	権利の放棄に関する事		○				
(11)	法令の規定に基づく過料の決定に関する事		○				
(12)	訴訟代理人の指定に関する事				○		
(13)	行政代執行の決定に関する事	○					
(14)	国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）に対する陳情、要望、意見等に関する事		○				
	国等に対する陳情、要望、意見等のうち、軽易なものに関する事				○		
(15)	請願等（陳情及び要望等を含む。以下同じ。）の処理のうち重要なものに関する事		○				
	請願等の処理に関する事				○		
	請願等の処理のうち定型的又は軽易なものに関する事					○	
(16)	行政指導のうち重要なものに関する事		○				
	行政指導に関する事				○		
(17)	申請に対する処分のうち重大なものに関する事		○				
	申請に対する処分に関する事				○		
	申請に対する処分の					○	

	手続等に関する こと。						
(18)	不利益処分のうち重 大なものに関するこ と。		○				
	不利益処分及び処分 の求めに係る調査に 関すること。				○		
	不利益処分に関する 手続等に関するこ と。					○	
(19)	行政手続（聴聞、弁 明、証拠の提出等） に関すること。				○		
(20)	広報及び広聴等のう ち重要なものに関する こと。		○				
	広報及び広聴等に関 すること。				○		
	広報及び広聴等のう ち定型的又は軽易な ものに関すること。					○	
(21)	パブリックコメント の実施、公聴会の開 催等のうち重要なも のに関すること。		○				
	パブリックコメント の実施、公聴会の開 催等に関すること。				○		
(22)	国等との協議その他 必要な調整のうち重 要なものに関するこ と。		○				
	国等との協議その他 必要な調整に関する こと。				○		
	国等との協議その他 必要な調整のうち定 型的又は軽易なもの に関すること。					○	
(23)	金額を伴わない協定 等（規約、契約及び 覚書等を含む。以下 同じ。）の締結のう ち重要なものに関する こと。		○				
	金額を伴わない協定 等に関すること。			○			

	金額を伴わない協定等の締結のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○		
(24)	国等が行う重要な表彰に伴う表彰候補者の決定又は推薦等に関すること。		○				
	国等が行う表彰に伴う表彰候補者の決定又は推薦等に関すること。				○		
(25)	附属機関の委員等の任免に関すること。		○				
(26)	附属機関に対する諮問等に関すること。		○				
	附属機関に対する諮問等のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○		
(27)	附属機関の設置、運営等に係る手続に関すること。				○		
(28)	協議会、懇談会等の設置又は廃止に関すること。		○				
	協議会、懇談会等の設置又は廃止のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○		
(29)	協議会、懇談会等の委員等の任免に関すること。		○				
	協議会、懇談会等の委員等の任免のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○		
(30)	協議会、懇談会等に対する意見聴取等のうち重要なものに関すること。		○				
	協議会、懇談会等に対する意見聴取等に関すること。				○		
(31)	協議会、懇談会等の運営等に係る手続に関すること。				○		
(32)	行政文書の開示等に				○		

	関すること。						
(33)	行政文書の提供に関すること。				○		
(34)	行政資料等のうち重要なものの収集、作成、配布等に関すること。		○				
	行政資料等の収集、作成、配布等に関すること。				○		
	行政資料等のうち定型的又は軽易なもの の収集、作成、配布等に関すること。					○	
(35)	個人情報の開示、訂正及び利用停止等に関すること。				○		
(36)	助言、指導又は勧告等のうち重要なものに関すること。		○				
	助言、指導又は勧告等に関すること。				○		
(37)	研修会等（講習会、会議、説明会等を含む。以下同じ。）の実施等のうち重要なものに関すること。			○			
	研修会等の実施等に関すること。				○		
	研修会等の実施等のうち定型的又は軽易な事務に関すること。					○	
(38)	統計、調査、研究等のうち重要なものに関すること。		○				
	統計、調査、研究等に関すること。				○		
	統計、調査、研究等のうち定型的又は軽易なものに関すること。					○	
(39)	通達等（通知、報告、照会、回答、申請、進達、副申及び届を含む。以下同じ。）のうち重要なものの発出等に関すること。		○				

	ること。					
	通知等の発出等に関する こと。				○	
	通知等のうち定型的 又は軽易なものの発 出等に関すること。					○
(40)	許可証、免許証等の 交付に関すること。				○	
(41)	公簿の閲覧許可に関 すること。				○	
(42)	所掌事務に係る証明 又は台帳等の謄本若 しくは抄本の交付に 関すること。				○	
	所掌事務に係る証明 又は台帳等の謄本若 しくは抄本の交付の うち定型的又は軽易 なものに関するこ と。					○
(43)	事実行為に対する認 定、確認等に関する こと。				○	
	事実行為のうち定型 的又は軽易なものに 対する認定、確認等 に関すること。					○
(44)	担当する庁舎の管理 に関すること。				○	契約財産課長 に限る。
(45)	担当する公有財産の 管理に関すること。				○	契約財産課長 に限る。
(46)	安全運転管理者の選 任及び解任に関する こと。				○	契約財産課長 に限る。
(47)	使用料、手数料等の 減免に関すること。				○	
(48)	水道技術管理者又は 水道技術管理補助者 の任免に関するこ と。		○			
(49)	検査、監督、監視等 を行う職員の指名又 は任命及び当該職員 への身分証票の交付 に関すること。				○	
(50)	発注業務の執行管理 に関すること。				○	
(51)	立入検査等に関する				○	

		こと。						
	(52)	各種日報及び月報等の処理のうち重要なものに関すること。			○			
		各種日報及び月報等の処理に関すること。				○		
	(53)	登記、登録又は供託等に関すること。				○		
2 人事サービス関係事務	(1)	各手当の確認及び決定並びに扶養親族の認定に関すること。				○		総務課長に限る。
	(2)	児童手当の支給等に関すること。				○		総務課長に限る。
	(3)	職員（会計年度任用職員を除く。）の採用、派遣、退職、休業及び休職処分等に関すること。		○				
		会計年度任用職員の採用、退職、休業及び休職処分等に関すること。					○	
	(4)	企業団の定員管理に関すること。		○				
	(5)	内部組織の事務分掌及び所属職員の事務分担の決定に関すること。					○	
	(6)	部長の旅行命令及び復命等に関すること。		○				
		理事、本部課長及び所長の旅行命令及び復命等に関すること。				○		
本部課長補佐の旅行命令及び復命等に関すること。						○		
事務所等の課長の旅行命令及び復命等に関すること。		—	—	—	—	—		
課員の旅行命令及び復命等に関すること。							○	
(7)	部長の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。		○					

		理事、本部課長及び所長の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。			○			所長については総務部長に限る。
		本部課長補佐の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。				○		
		事務所等の課長の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。	—	—	—	—	—	
		課員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。					○	
	(8)	部長の職務に関する願及び届の処理その他服務に関すること。		○				
		理事、本部課長及び所長の職務に関する願及び届の処理その他服務に関すること。			○			所長については総務部長に限る。
		本部課長補佐の職務に関する願及び届の処理その他服務に関すること。				○		
		事務所等の課長の職務に関する願及び届の処理その他服務に関すること。	—	—	—	—	—	
		課員の職務に関する願及び届の処理その他服務に関すること。					○	
	(9)	附属機関の委員等に対する旅行依頼に関すること。				○		
	(10)	労働組合に関すること。		○				
3 補助金等関係事務	(1)	補助金等の申請等に関すること。		○				
		補助金等の申請等のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○		
	(2)	補助事業等の遂行状				○		

		況及び実績等の報告 に関すること。						
	(3)	1件（当該補助金の 交付の相手方ごとの 金額をいうのではなく、当該補助事業の 補助金の総額をい う。以下補助金等関 係事務において同 じ。）1,000万 円以上の補助金等 の交付等に関する こと。		○				
		1件1,000万円 未満の補助金等 の交付等に関する こと。				○		
	(4)	補助金等の交付の 条件に関すること。				○		
	(5)	企業団が交付する 補助金等の交付決 定前の工事の着手 に関すること。				○		
	(6)	補助事業に係る報 告、立入検査又は 是正措置等に関す ること。				○		
	(7)	補助金等の額の確 定に関すること。				○		
	(8)	1件1,000万円 以上の補助金等 の返還に関する こと。		○				
		1件1,000万円 未満の補助金等 の返還に関する こと。				○		
	(9)	補助金等返還の期 限延長等の申請 に関すること。				○		
	(10)	補助事業等により 取得又は効用が 増加した財産に 係る処分に関す ること。		○				
	(11)	融資機関との利子 補給契約の締結 に関すること。		○				
4 工事執行 関係執務	(1)	1件（契約単位の設 計金額による。た だし、事業箇所 について、これを 分割して	○	○	○	○	○	別に定める。

	<p>施行する場合及び年度により区分して施行する場合並びに工事変更等に伴い事業費が変更する場合にあっては、分割若しくは区分前の設計金額又は当初の設計金額による。以下工事執行関係執務において同じ。) 5億円以上の工事に関すること。</p>						
	1件5,000万円以上の工事に関すること。	○	○	○	○	○	別に定める。
	1件5,000万円未満の工事に関すること。	○	○	○	○	○	別に定める。
(2)	予定価格、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格の決定に関すること。				○		
(3)	総合評価競争入札における評価値の決定に関すること。				○		
(4)	請負工事の下請負人の承認に関すること。				○		
(5)	工事の請負契約の解除に関すること。		○				
(6)	工事の施行に必要な土地、建物等の一時借上げに関すること。				○		
(7)	工事の施行に伴う保安林、道路、河川区域等における立木又は立竹の伐採、工事の承認又は許可申請等に関すること。				○		
(8)	工事の施行に伴う道路等の掘削、占有及び交通規制の申請に関すること。				○		
(9)	工事の施行に伴う給水制限及び断水に関すること。				○		

		工事の施行に伴う簡易な給水制限及び断水に関する事				○		
5 地方自治 法関係事務	(1)	住民からの監査請求に係る監査委員の勧告に基づく必要な措置の決定に関する事	○					
6 公の施設 関係事務	(1)	施設の管理に係る必要な事項の承認に関する事		○				
		施設の管理に係る必要な事項の承認のうち定型的又は軽易なものに関する事				○		
7 土地収用 法関係事務	(1)	事業認定の申請に関する事	○					
	(2)	土地収用法関係事務に係る必要な事項の承認に関する事		○				
		土地収用法関係事務に係る必要な事項の承認のうち定型的又は軽易なものに関する事			○			
8 財務関係 事務	(1)	予算の編成方針及び執行計画に関する事		○				
	(2)	予算の配当及び調整に関する事			○			総務部長に限る。
	(3)	収益的支出予算の目及び資本的支出予算の細節の流用、所属間の予算流用及び予算超過の支出に関する事			○			総務部長に限る。
		収益的支出予算の節及び資本的支出予算の明細の流用に関する事				○		財務課長に限る。
		収益的支出予算の細節及び明細の流用に関する事				○		財務課長に限る。
	(4)	予備費の充当に関する事			○			総務部長に限る。
	(5)	予算の執行に関する事	○	○	○	○	○	別に定める。
(6)	収入の原因となる契					○		

	約の締結に関する こと。					
(7)	収入調定及び納入通 知に関すること。			○		
(8)	収入の更正又は訂正 に関すること。			○		
(9)	収入の戻出又は支出 の戻入の決定に関す ること。			○		
(10)	資金前渡職員の指名 に関すること。			○		
(11)	支出の更正又は訂正 に関すること。			○		
(12)	債権管理に関するこ と。			○		
(13)	収入伝票の発行に関 すること。				○	
(14)	過誤納金の還付及び 充当に関すること。			○		
(15)	棚卸資産の受払及び 物品の損傷等の報告 に関すること。			○		
(16)	預り金及び有価証券 の管理に関するこ と。			○		
(17)	預金種目の組替えに 関すること。			○		財務課長に限 る。
(18)	計理状況の報告に関 すること。			○		
(19)	決算報告に関するこ と。	○				
(20)	企業債及び一時借入 金の借入れに関する こと。	○				
(21)	建設仮勘定の精算に 関すること。		○			総務部長に限 る。
(22)	財産（ただし、負担 付きのもので、1件 （当該取得、処分等 の目的を妨げない限 度における単位によ る。）の評価額が7 ,000万円以上の 公有財産を除く。） の取得及び交換に関 すること。	○				
(23)	固定資産の売却に関	○				

	すること。					
(24)	固定資産の撤去又は破棄に関すること。				○	契約財産課長に限る。
(25)	公有財産の境界に係る協議及び確定等明示に関すること。				○	契約財産課長に限る。
(26)	行政財産の用途の変更又は廃止に関すること。		○			
(27)	行政財産の使用許可に関すること。				○	契約財産課長に限る。
	行政財産の使用料の減免に関すること。				○	契約財産課長に限る。
(28)	普通財産の貸付けに関すること。				○	契約財産課長に限る。
	普通財産の貸付料の減免に関すること。				○	契約財産課長に限る。
(29)	職務発明の認定又は特許を受ける権利若しくは特許権の承継に関すること。		○			
(30)	公有財産の損害保険の加入及び解約に関すること。				○	
(31)	公有財産の損害保険金の請求に関すること。				○	
(32)	普通財産の売払い及び譲与に関すること。		○			
(33)	普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）の信託に関すること。		○			
(34)	建物等の取壊しに関すること。		○			
(35)	土地、建物等の借入れに関すること。		○			
(36)	行政財産使用許可申請に関すること。				○	
	行政財産の使用料の減免申請に関すること。				○	
(37)	物品の借入れに関すること。				○	
(38)	1件の残存価額が1,000万円以上の		○			

		物品の処分に関する こと。						
		1 件の残存価額が 1 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満の物品 の処分に関するこ と。			○			
		1 件の残存価額が 1 0 万円以上 1 0 0 万 円未満の物品の処分 に関すること。				○		
		1 件の残存価額が 1 0 万円未満の物品の 処分に関すること。					○	
	(39)	棚卸資産及び棚卸資 産以外の物品の出納 の通知に関するこ と。				○		
	(40)	実地棚卸しに関する こと。				○		契約財産課長 に限る。
	(41)	不用品の処分に関す ること。				○		
		不用物品の処分に関 すること。				○		
9 営業関係 事務	(1)	水道使用の開始、中 止及び使用者変更に関 すること。	—	—	—	—	—	
	(2)	水道メーターの計 量、使用水量の認定 及び水道メーターの 取替えに関するこ と。	—	—	—	—	—	
	(3)	水道料金、加入金及 び手数料等の減免に関 すること。					○	総務課長に限 る。
	(4)	滞納整理に関するこ と。					○	
		滞納整理のうち定型 的又は軽易なものに 関すること。						○
(5)	給水停止処分に関す ること。	—	—	—	—	—		
10 給水装 置工事関係事 務	(1)	指定給水装置工事事 業者の指定及び更新 に関すること。				○		計画課長に限 る。
		指定給水装置工事事 業者の行政処分に関 すること。				○		計画課長に限 る。

	(2)	給水装置工事の設計審査、材料検査及び工事検査に関すること。	—	—	—	—	—	
1 1	その他(1)	その他意思決定のうち特に重要なものに関すること。	○					
		その他意思決定のうち重要なものに関すること。		○				
		その他意思決定に関すること。				○		
		その他意思決定のうち定型的又は軽易なものに関すること。					○	

2 市町村事務所等

関係事務	事項	企業長	専決権者			備考	
			事務局長	所長	事務所等課長		
1 一般関係 事務	(1)	企業団業務の総合的な企画及び調整並びに運営に関する基本方針の策定及び改廃に関すること。	—	—	—	—	
		計画等のうち重要なものの策定及び改廃に関すること。	—	—	—	—	
		計画等の策定及び改廃に関すること。		○			
		計画等のうち定型的又は軽易なものの策定及び改廃に関すること。			○		
	(2)	重要な事務事業の進行管理に関すること。		○			
	(3)	企業団議会の招集、議決、承認又は同意を必要とする議案等の提案又は提出に関すること。	—	—	—	—	
		議会関係事務のうち特に重要なものに関すること。	○				
		議会関係事務のうち重要なものに関すること。		○			

	議会関係事務に関すること。			○		
(4)	条例の制定及び改廃に関すること。	—	—	—	—	
(5)	規則、企業管理規程又は訓令のうち重要なものの制定及び改廃に関すること。	—	—	—	—	
	規則、企業管理規程又は訓令の制定及び改廃に関すること。	—	—	—	—	
(6)	告示、公告又は公表のうち重要なものに関すること。	—	—	—	—	
	告示、公告又は公表に関すること。			○		
	告示、公告又は公表のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○	
(7)	要綱等（要領、要項その他これらに類するものを含む。以下同じ。）のうち重要なものの制定及び改廃に関すること。	—	—	—	—	
	要綱等の制定及び改廃に関すること。			○		
	要綱等のうち定型的又は軽易なもの制定及び改廃に関すること。				○	
(8)	企業団が当事者である審査請求その他の不服申立て、訴訟、あっせん、調停又は仲裁のうち重要なものに関すること。	○				
	企業団が当事者である審査請求その他の不服申立て、訴訟、あっせん、調停又は仲裁に関すること。		○			
(9)	裁決その他行政不服審査のうち重要なものに関すること。		○			
	裁決その他行政不服審査に関すること。			○		

(10)	権利の放棄に関する こと。		○			
(11)	法令の規定に基づく 過料の決定に関する こと。		○			
(12)	訴訟代理人の指定に 関すること。			○		
(13)	行政代執行の決定に 関すること。	—	—	—	—	
(14)	国又は他の地方公共 団体（以下「国等」 という。）に対する 陳情、要望、意見等 に関すること。	—	—	—	—	
	国等に対する陳情、 要望、意見等のう ち、軽易なものに関 すること。			○		
(15)	請願等（陳情及び要 望等を含む。以下同 じ。）の処理のうち 重要なものに関する こと。		○			
	請願等の処理に関す ること。			○		
	請願等の処理のうち 定型的又は軽易なも のに関すること。				○	
(16)	行政指導のうち重要 なものに関するこ と。		○			
	行政指導に関するこ と。			○		
(17)	申請に対する処分 のうち重大なものに 関すること。		○			
	申請に対する処分に 関すること。			○		
	申請に対する処分の 手続等に関するこ と。				○	
(18)	不利益処分のうち重 大なものに関するこ と。		○			
	不利益処分及び処分 の求めに係る調査に 関すること。			○		
	不利益処分に関する				○	

	手続等に関する こと。					
(19)	行政手続（聴聞、弁 明、証拠の提出等） に関すること。			○		
(20)	広報及び広聴等のう ち重要なものに関す ること。		○			
	広報及び広聴等に関 すること。			○		
	広報及び広聴等のう ち定型的又は軽易な ものに関すること。				○	
(21)	パブリックコメント の実施、公聴会の開 催等のうち重要なも のに関すること。	—	—	—	—	
	パブリックコメント の実施、公聴会の開 催等に関すること。	—	—	—	—	
(22)	国等との協議その他 必要な調整のうち重 要なものに関するこ と。	—	—	—	—	
	国等との協議その他 必要な調整に関する こと。			○		
	国等との協議その他 必要な調整のうち定 型的又は軽易なもの に関すること。				○	
(23)	金額を伴わない協定 等（規約、契約及び 覚書等を含む。以下 同じ。）の締結のう ち重要なものに関す ること。	—	—	—	—	
	金額を伴わない協定 等に関すること。			○		
	金額を伴わない協定 等の締結のうち定型 的又は軽易なものに 関すること。				○	
(24)	国等が行う重要な表 彰に伴う表彰候補者 の決定又は推薦等 に関すること。	—	—	—	—	
	国等が行う表彰に伴	—	—	—	—	

	う表彰候補者の決定又は推薦等に関する事					
(25)	附属機関の委員等の任免に関する事	—	—	—	—	
(26)	附属機関に対する諮問等に関する事		○			
	附属機関に対する諮問等のうち定型的又は軽易なものに関する事			○		
(27)	附属機関の設置、運営等に係る手続に関する事			○		
(28)	協議会、懇談会等の設置又は廃止に関する事		○			
	協議会、懇談会等の設置又は廃止のうち定型的又は軽易なものに関する事			○		
(29)	協議会、懇談会等の委員等の任免に関する事		○			
	協議会、懇談会等の委員等の任免のうち定型的又は軽易なものに関する事			○		
(30)	協議会、懇談会等に対する意見聴取等のうち重要なものに関する事		○			
	協議会、懇談会等に対する意見聴取等に関する事			○		
(31)	協議会、懇談会等の運営等に係る手続に関する事			○		
(32)	行政文書の開示等に関する事				○	
(33)	行政文書の提供に関する事				○	
(34)	行政資料等のうち重要なものの収集、作成、配布等に関する事		○			
	行政資料等の収集、作成、配布等に関する事			○		

	ること。					
	行政資料等のうち定型的又は軽易なもの の収集、作成、配布等 に関すること。				○	
(35)	個人情報の開示、訂 正及び利用停止等に 関すること。				○	
(36)	助言、指導又は勧告 等のうち重要なもの に関すること。		○			
	助言、指導又は勧告 等に関すること。			○		
(37)	研修会等（講習会、 会議、説明会等を含 む。以下同じ。）の 実施等のうち重要な ものに関すること。			○		
	研修会等の実施等に 関すること。			○		
	研修会等の実施等の うち定型的又は軽易 な事務に関するこ と。				○	
(38)	統計、調査、研究等 のうち重要なものに 関すること。		○			
	統計、調査、研究等 に関すること。			○		
	統計、調査、研究等 のうち定型的又は軽 易なものに関するこ と。				○	
(39)	通達等（通知、報 告、照会、回答、申 請、進達、副申及び 届を含む。以下同 じ。）のうち重要な ものの発出等に関す ること。		○			
	通知等の発出等に関 すること。			○		
	通知等のうち定型的 又は軽易なもの の発出等に関するこ と。				○	
(40)	許可証、免許証等の 交付に関すること。			○		
(41)	公簿の閲覧許可に関			○		

	すること。					
(42)	所掌事務に係る証明又は台帳等の謄本若しくは抄本の交付に関すること。			○		
	所掌事務に係る証明又は台帳等の謄本若しくは抄本の交付のうち定型的又は軽易なものに関すること。				○	
(43)	事実行為に対する認定、確認等に関すること。			○		
	事実行為のうち定型的又は軽易なものに対する認定、確認等に関すること。				○	
(44)	担当する庁舎の管理に関すること。				○	浄水場においては、課長を場長と読み替える。
(45)	担当する公有財産の管理に関すること。			○		
(46)	安全運転管理者の選任及び解任に関すること。				○	
(47)	使用料、手数料等の減免に関すること。			○		
(48)	水道技術管理者又は水道技術管理補助者の任免に関すること。	—	—	—	—	
(49)	検査、監督、監視等を行う職員の指名又は任命及び当該職員への身分証票の交付に関すること。				○	
(50)	発注業務の執行管理に関すること。				○	
(51)	立入検査等に関すること。			○		
(52)	各種日報及び月報等の処理のうち重要なものに関すること。			○		
	各種日報及び月報等の処理に関すること。				○	
(53)	登記、登録又は供託			○		

		等に関すること。					
2 人事サービス 関係事務	(1)	各手当の確認及び決定並びに扶養親族の認定に関すること。	—	—	—	—	
	(2)	児童手当の支給等に関すること。	—	—	—	—	
	(3)	職員（会計年度任用職員を除く。）の採用、派遣、退職、休業及び休職処分等に関すること。	—	—	—	—	
		会計年度任用職員の採用、退職、休業及び休職処分等に関すること。	—	—	—	—	
	(4)	企業団の定員管理に関すること。	—	—	—	—	
	(5)	内部組織の事務分掌及び所属職員の事務分担の決定に関すること。				○	
	(6)	部長の旅行命令及び復命等に関すること。	—	—	—	—	
		理事、本部課長及び所長の旅行命令及び復命等に関すること。	—	—	—	—	
		本部課長補佐の旅行命令及び復命等に関すること。	—	—	—	—	
		事務所等の課長の旅行命令及び復命等に関すること。				○	
		課員の旅行命令及び復命等に関すること。				○	
	(7)	部長の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。	—	—	—	—	
		理事、本部課長及び所長の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。	—	—	—	—	
		本部課長補佐の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。	—	—	—	—	

		事務所等の課長の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。			○		
		課員の週休日、勤務時間及び休憩時間に関すること。				○	
	(8)	部長の職務に関する願及び届の処理その他服務に関すること。	—	—	—	—	
		理事、本部課長及び所長の職務に関する願及び届の処理その他服務に関すること。	—	—	—	—	
		本部課長補佐の職務に関する願及び届の処理その他服務に関すること。	—	—	—	—	
		事務所等の課長の職務に関する願及び届の処理その他服務に関すること。			○		
		課員の職務に関する願及び届の処理その他服務に関すること。				○	
	(9)	附属機関の委員等に対する旅行依頼に関すること。			○		
	(10)	労働組合に関すること。	—	—	—	—	
3 補助金等 関係事務	(1)	補助金等の申請等に関すること。		○			
		補助金等の申請等のうち定型的又は軽易なものに関すること。			○		
	(2)	補助事業等の遂行状況及び実績等の報告に関すること。			○		
	(3)	1件（当該補助金の交付の相手方ごとの金額をいうのではなく、当該補助事業の補助金の総額をいう。以下補助金等関		○			

		係事務において同じ。) 1, 000万円以上の補助金等の交付等に関する事 こと。					
		1件1, 000万円未 満の補助金等の交 付等に関する事 こと。			○		
	(4)	補助金等の交付の条 件に関する事 こと。			○		
	(5)	企業団が交付する補 助金等の交付決定前 の工事の着手に関す ること。			○		
	(6)	補助事業に係る報 告、立入検査又は是 正措置等に関する事 こと。			○		
	(7)	補助金等の額の確定 に関する事 こと。			○		
	(8)	1件1, 000万円 以上の補助金等の返 還に関する事 こと。		○			
		1件1, 000万円未 満の補助金等の返 還に関する事 こと。			○		
	(9)	補助金等返還の期限 延長等の申請に関す ること。			○		
	(10)	補助事業等により取 得又は効用が増加し た財産に係る処分に 関すること。		○			
	(11)	融資機関との利子補 給契約の締結に関す ること。	—	—	—	—	
4 工事執行 関係執務	(1)	1件(契約単位の設 計金額による。ただ し、事業箇所につい て、これを分割して 施行する場合及び年 度により区分して施 行する場合並びに工 事変更等に伴い事業 費が変更する場合に あつては、分割若し くは区分前の設計金 額又は当初の設計金	○	○	○	○	別に定める。

		額による。以下工事 執行関係執務におい て同じ。) 5億円以 上の工事に関するこ と。					
		1件5,000万円 以上の工事に関する こと。	○	○	○	○	別に定める。
		1件5,000万円 未満の工事に関する こと。	○	○	○	○	別に定める。
(2)		予定価格、最低制限 価格又は低入札価格 調査基準価格の決定 に関すること。			○		
(3)		総合評価競争入札に おける評価値の決定 に関すること。	—	—	—	—	
(4)		請負工事の下請負人 の承認に関するこ と。			○		
(5)		工事の請負契約の解 除に関すること。		○			
(6)		工事の施行に必要な 土地、建物等の一時 借上げに関するこ と。			○		
(7)		工事の施行に伴う保 安林、道路、河川区 域等における立木又 は立竹の伐採、工事 の承認又は許可申請 等に関すること。				○	
(8)		工事の施行に伴う道 路等の掘削、占有及 び交通規制の申請に 関すること。				○	
(9)		工事の施行に伴う給 水制限及び断水に関 すること。			○		広域水道センター所長 に限る。
		工事の施行に伴う簡 易な給水制限及び断 水に関すること。				○	
5 地方自治 法関係事務	(1)	住民からの監査請求 に係る監査委員の勧 告に基づく必要な措 置の決定に関するこ と。	○				

6 公の施設 関係事務	(1)	施設の管理に係る必要な事項の承認に関すること。		○			
		施設の管理に係る必要な事項の承認のうち定型的又は軽易なものに関すること。			○		
7 土地収用 法関係事務	(1)	事業認定の申請に関すること。	○				
	(2)	土地収用法関係事務に係る必要な事項の承認に関すること。		○			
		土地収用法関係事務に係る必要な事項の承認のうち定型的又は軽易なものに関すること。		○			
8 財務関係 事務	(1)	予算の編成方針及び執行計画に関すること。	—	—	—	—	
	(2)	予算の配当及び調整に関すること。	—	—	—	—	
	(3)	収益的支出予算の目及び資本的支出予算の細節の流用、所属間の予算流用及び予算超過の支出に関すること。	—	—	—	—	
		収益的支出予算の節及び資本的支出予算の明細の流用に関すること。			○		
		収益的支出予算の細節及び明細の流用に関すること。				○	業務課を置く所属においては、業務課長に限る。広域水道センターにおいては、総務課長又は計画調整課長に限る。
	(4)	予備費の充当に関すること。	—	—	—	—	
	(5)	予算の執行に関すること。	○	○	○	○	別に定める。
	(6)	収入の原因となる契約の締結に関すること。			○		
	(7)	収入調定及び納入通知に関すること。				○	
(8)	収入の更正又は訂正				○		

	に関すること。					
(9)	収入の戻入又は支出の戻入の決定に関すること。				○	
(10)	資金前渡職員の指名に関すること。			○		
(11)	支出の更正又は訂正に関すること。				○	
(12)	債権管理に関すること。			○		
(13)	収入伝票の発行に関すること。				○	
(14)	過誤納金の還付及び充当に関すること。				○	
(15)	棚卸資産の受払及び物品の損傷等の報告に関すること。				○	
(16)	預り金及び有価証券の管理に関すること。				○	
(17)	預金種目の組替えに関すること。	—	—	—	—	
(18)	計理状況の報告に関すること。	—	—	—	—	
(19)	決算報告に関すること。	—	—	—	—	
(20)	企業債及び一時借入金の借入れに関すること。	—	—	—	—	
(21)	建設仮勘定の精算に関すること。			○		
(22)	財産（ただし、負担付きのもので、1件（当該取得、処分等の目的を妨げない限度における単位による。）の評価額が7,000万円以上の公有財産を除く。）の取得及び交換に関すること。		○			
(23)	固定資産の売却に関すること。	—	—	—	—	
(24)	固定資産の撤去又は破棄に関すること。			○		
(25)	公有財産の境界に係る協議及び確定等明			○		

	示に関する事					
(26)	行政財産の用途の変更又は廃止に関する事	—	—	—	—	
(27)	行政財産の使用許可に関する事	—	—	—	—	
	行政財産の使用料の減免に関する事	—	—	—	—	
(28)	普通財産の貸付けに関する事	—	—	—	—	
	普通財産の貸付料の減免に関する事	—	—	—	—	
(29)	職務発明の認定又は特許を受ける権利若しくは特許権の承継に関する事	—	—	—	—	
(30)	公有財産の損害保険の加入及び解約に関する事			○		
(31)	公有財産の損害保険金の請求に関する事			○		
(32)	普通財産の売払い及び譲与に関する事	—	—	—	—	
(33)	普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）の信託に関する事	—	—	—	—	
(34)	建物等の取壊しに関する事	—	—	—	—	
(35)	土地、建物等の借入れに関する事		○			
(36)	行政財産使用許可申請に関する事			○		
	行政財産の使用料の減免申請に関する事			○		
(37)	物品の借入れに関する事			○		
(38)	1件の残存価額が1,000万円以上の物品の処分に関する事		○			
	1件の残存価額が100万円以上1,000万円未満の物品		○			

		の処分に関する こと。					
		1 件の残存価額が1 0 万円以上1 0 0 万 円未満の物品の処分 に関すること。			○		
		1 件の残存価額が1 0 万円未満の物品の 処分に関すること。				○	
	(39)	棚卸資産及び棚卸資 産以外の物品の出納 の通知に関するこ と。	—	—	—	—	
	(40)	実地棚卸しに関する こと。	—	—	—	—	
	(41)	不用品の処分に関す ること。	—	—	—	—	
		不用物品の処分に関 すること。			○		
9 営業関係 事務	(1)	水道使用の開始、中 止及び使用者変更に 関すること。				○	
	(2)	水道メーターの計 量、使用水量の認定 及び水道メーターの 取替えに関するこ と。				○	
	(3)	水道料金、加入金及 び手数料等の減免に 関すること。				○	
	(4)	滞納整理に関するこ と。			○		
		滞納整理のうち定型 的又は軽易なものに 関すること。				○	
	(5)	給水停止処分に関す ること。			○		
10 給水装 置工事関係事 務	(1)	指定給水装置工事事 業者の指定及び更新 に関すること。	—	—	—	—	
		指定給水装置工事事 業者の行政処分に関 すること。	—	—	—	—	
	(2)	給水装置工事の設計 審査、材料検査及び 工事検査に関するこ と。				○	
11 その他	(1)	その他意思決定のう	○				

	ち特に重要なものに関すること。				
	その他意思決定のうち重要なものに関すること。	○			
	その他意思決定に関すること。		○		
	その他意思決定のうち定型的又は軽易なものに関すること。			○	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。